

# 株 主 各 位

埼玉県熊谷市弥藤吾578番地  
株式会社 リード  
取締役社長 岩崎元治

## 第88回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者をはじめとする感染症拡大の抑制にご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますが、新型コロナウイルス感染症予防及び拡散防止のため、株主の皆様におかれましてはご自身の健康状況にご留意のうえ、本株主総会への来場の可否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記『株主総会参考書類』をご検討くださいまして、2021年6月28日(月曜日)午後5時までに議決権を行使くださいましたようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日(火曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県熊谷市弥藤吾578番地  
株式会社リード 本社会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議目的事項  
報 告 事 項 第88期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第 1 号 議 案 剰余金処分の件  
第 2 号 議 案 定款一部変更の件  
第 3 号 議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件  
第 4 号 議 案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第 5 号 議 案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日(月)午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

次ページに記載されております「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、2021年6月28日(月)午後5時までに賛否をご入力ください。

※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。

※ インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

#### 5. 招集に当たっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類を修正する場合はの周知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ<http://www.lead.co.jp>に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、本状ご持参のうえお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場入り口付近に株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをしてお入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ホームページにてお知らせいたします。

<http://www.lead.co.jp>

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net/>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できますので、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2021年6月28日(月曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】0120(652)031(受付時間9:00~21:00)

## 添付書類

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 〔経済の概要〕

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の深刻化や昨年の消費税増税等の影響による景気の後退感に加え、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動、消費活動が大きく後退し、景気は急速に悪化しました。2020年5月の緊急事態宣言の解除後は経済活動再開の動きが広がり、足元の景気は個人消費や輸出を中心に持ち直しつつあったものの、2020年秋以降、半導体不足が本格化し、2021年1月には2度目の緊急事態宣言が発出される等、本格的に景気が回復するには時間がかかる状況となっております。

当社の売上高に大きな影響を与える㈱SUBARUの世界生産台数は前年度に比較し21.4%減少、国内販売台数も前年度に比較し18.6%減少し、輸出台数も前年度に比較して20.3%の減少となりました。

#### 〔業績の状況〕

このような経済環境の中で当事業年度の売上高は4,748百万円(前期比26.3%減)、営業損失は261百万円(前期は営業利益124百万円)、営業外収益は受取利息及び配当金19百万円、受取賃貸料43百万円、助成金収入111百万円等により183百万円、営業外費用は支払利息51百万円、賃貸費用11百万円等により63百万円を計上し、経常損失は140百万円(前期は経常利益147百万円)となりました。特別利益は固定資産売却益1百万円を計上し、特別損失は固定資産除却損2百万円等により3百万円を計上しました。また、法人税等還付税額19百万円を計上した結果、当期純損失は123百万円(前期は当期純利益112百万円)となりました。

セグメント別の業績については、次のとおりであります。

#### ①自動車用部品

当セグメントの売上高は、上期の新型コロナウイルス感染症の影響や、第4四半期の半導体供給不足による受注減少により、通期の売上高は4,415百万円(前期比26.3%減)となりました。損益面につきましては、下期は黒字計上したものの、通期におけるセグメント損失(経常損失)は169百万円(前期はセグメント利益(経常利益)117百万円)となりました。

#### ②自社製品(2020年3月末撤退した照明機器製品を除く)

当セグメント(電子機器製品)におきましては、警察向けシステムラック等の受注増等により売上高は296百万円(前期比4.9%増)となりました。損益面におきましても、価格改定効果及び人員削減に伴う固定費圧縮によりセグメント利益(経常利益)は5百万円(前期はセグメント損失(経常損失)24百万円)と黒字化いたしました。

#### ③賃貸不動産

賃貸不動産のセグメント利益(経常利益)は30百万円(前期比1.5%増)となりました。なお、収益及び費用は営業外に計上しております。

#### ④その他

駐輪設備におきましては、受注元の日鉄日新ビジネスサービス株式会社から駐輪部門の事業譲受を2021年3月1日に行う準備等の影響で、2020年10月から2021年2月迄の売上高が1百万円と減少したため、売上高は35百万円(前期比38.1%減)に留まりました。その影響でセグメント損失(経常損失)は7百万円(前期はセグメント利益(経常利益)0百万円)となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は467百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

#### ①当期中に完成した主要設備

|      |          |        |          |
|------|----------|--------|----------|
| 本社工場 | 工具器具及び備品 | 金型及び治具 | 自動車用部品部門 |
| 本社工場 | リース資産    | 生産設備   | 自動車用部品部門 |

#### ②当期中において継続中の主要設備

|      |       |          |          |
|------|-------|----------|----------|
| 本社工場 | 建設仮勘定 | 金型及び治具装置 | 自動車用部品部門 |
|------|-------|----------|----------|

(3) 資金調達状況

当期は経常的な資金調達のみで、増資、社債発行等による資金調達は行っていません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、駐輪事業の強化を図るため、2021年3月1日付で、日鉄日新ビジネスサービス株式会社  
が運営する駐輪事業を譲受けております。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はございません。

(8) 対処すべき課題

わが国経済は、米中貿易摩擦の深刻化や新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられ、本格的に景気が回復するには時間がかかる状況となっております。また、当社の売上高の大半を占める自動車部品業界においては、自動車メーカーのグローバル化による生産拠点の海外展開や部品の共通化・系列崩壊による競争激化に加え、2020年秋以降の半導体不足にともなう自動車減産の影響など取り巻く環境が厳しさを増しております。

このような経営環境及び状況を踏まえ対処すべき事項は、いかなる環境変化の中においても安定した利益が上げられる収益構造を構築することにあります。そのため自動車部品事業においては、新規受注を拡大するための積極的かつ戦略的な営業活動を展開すること及び徹底した生産性追求・主要経費の予算管理の実践により収益構造の改革を図ることが重要な課題となります。併せて、信頼性のある品質の確保及び2021年4月に特許申請したアニールレス技術等の開発技術力の強化も欠かせない課題となります。

また、自社製品部門においては、電子機器事業では、2021年3月期は増収に加え、経常利益の黒字化が図られましたが、引続き営業体制の強化及び新商品の市場投入により売上の増強を図るとともに、原価管理の強化や生産性の向上により事業構造を再構築し収益性を高めることが重要な課題となります。更に2021年3月1日に事業譲受した駐輪事業部門をその他事業部門ではなく、第89期以降自社製品部門のセグメントに加え、従来の駐輪ラック等の製造下請から、今後は駐輪機器の企画開発から製造、販売・設置まで社内で一貫して担う体制を早期に定着させ、より収益性の高いビジネスモデルとすることが重要となります。

工場設備の資産管理においては、従前、火災及び雪害により多額の損失が生じたことを踏まえ、設備点検の強化による災害への十分な備えを施すこと及び労働災害防止に向けた安全ルールの遵守・安全作業の徹底を図ることが重要となります。

また、現下の雇用環境に鑑み人財の確保及び「低価格・高品質製品」の創出と「業界トップレベルのセールス」を実践できる人財の育成も課題となります。

更には、内部統制システムを適切に整備・運用し強固なガバナンス体制を構築するとともに、品質及び環境保全マネジメントシステムの運用展開を強化し、企業価値の向上とステークホルダーからの信頼性の確保に努めてまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                          | 年 度              |                  |                  |                            |
|------------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|
|                              | 2017年度<br>(第85期) | 2018年度<br>(第86期) | 2019年度<br>(第87期) | 2020年度<br>当<br>期<br>(第88期) |
| 売 上 高(百万円)                   | 5,178            | 5,841            | 6,444            | 4,748                      |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)         | △175             | 100              | 112              | △123                       |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | △66.96           | 39.02            | 43.76            | △47.88                     |
| 純 資 産(百万円)                   | 3,043            | 2,733            | 2,741            | 2,641                      |

(注) 1 △印は、損失を示します。

2 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で株式併合を実施しております。第85期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

特に記載する事項はありません。

## (11) 主要な事業内容ならびに営業所及び工場

| 名 称   | 所 在 地     | 主 要 な 事 業 内 容        |
|-------|-----------|----------------------|
| 本社・工場 | 埼玉県熊谷市弥藤吾 | 自動車用部品、自社製品、その他の製造販売 |
| 西野工場  | 埼玉県熊谷市上江袋 | 自動車用部品の樹脂成形加工        |
| 関東営業所 | 埼玉県熊谷市下奈良 | 自社製品の販売(アンブケース、ラック)  |
| 東京営業所 | 東京都台東区東上野 | 自社製品の販売(自転車駐車設備)     |

## (12) 従業員の状況

| 区 分     | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------|-------------|---------|-------------|
| 合計または平均 | 182名    | 4名増         | 41.1歳   | 17.3年       |

## (13) 主な借入先の状況

| 借 入 先                   | 借 入 金 残 高   |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行   | 1,193,117千円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 708,120     |
| 埼 玉 縣 信 用 金 庫           | 462,176     |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行       | 367,078     |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 332,328     |
| 株 式 会 社 群 馬 銀 行         | 282,136     |
| 株 式 会 社 し ま む ら         | 57,961      |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,572,590株(自己株式60,370株を除く。)
- (3) 株主数 2,077名
- (4) 大株主

| 株 主 名                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------|----------|---------|
| 岩 崎 元 治                 | 303,303株 | 11.79%  |
| 合 資 会 社 ア イ ・ テ イ ・ シ ー | 175,164  | 6.81    |
| リ ー ド 共 栄 投 資 会         | 164,427  | 6.39    |
| 株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行   | 125,900  | 4.89    |
| 埼 玉 興 業 株 式 会 社         | 86,400   | 3.36    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 54,200   | 2.11    |
| 岩 崎 和 子                 | 43,600   | 1.69    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券       | 42,537   | 1.65    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社         | 41,400   | 1.61    |
| 有 限 会 社 原 口 製 作 所       | 36,600   | 1.42    |

(注) 持株比率は、自己株式(60,370株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はございません。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

| 地 位                      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況  |
|--------------------------|---------|--------------------------|
| 代表取締役社長                  | 岩 崎 元 治 | LB事業部担当                  |
| 常務取締役                    | 染 谷 節 美 | 自動車部品事業部 事業部長、営業部・総務部担当  |
| 取 締 役                    | 芝 崎 茂 治 | 自動車部品事業部 副事業部長、製造部・技術部担当 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)<br>(常勤) | 田 中 清 貴 |                          |
| 取 締 役<br>(監査等委員)         | 西 田 政 隆 | 税理士法人西田経理事務所 社員          |
| 取 締 役<br>(監査等委員)         | 齋 藤 勝 則 | 齋藤司法書士事務所 所長             |

- (注) 1 監査等委員である取締役田中清貴氏、西田政隆氏、及び齋藤勝則氏は社外取締役であります。なお3氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 2 監査等委員である取締役西田政隆氏は税理士及び行政書士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 当社は監査等委員会に常勤の監査等委員を置いています。その理由は監査等委員会が無機能化するリスクを回避し、監査の実効性を確保するためであります。
- 4 当社は執行役員制度を導入しており、現在の執行役員は自動車部品事業部営業部長新井 茂、LB事業部事業部長笹生光弘、総務部長田口英美の3氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社では役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。その内容は下記のとおりです。

①被保険者の範囲

当社の会社法上の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役ならびに当社が採用する執行役員制度上の執行役員です。

②保険契約の内容の概要

補償地域は全世界、保険期間は2021年3月15日から2022年3月15日です。

補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上の損害賠償金、訴訟費用)を補償対象としております。

その他、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

また、役員の仕事の執行の適正性が損なわれなくするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員が犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(4) 取締役の報酬等

①取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

(ア)基本方針

- ・業績、経営内容、経済情勢及び当社の成長力等を考慮した報酬水準とする。
- ・各役員の職位、役割及び職責に相応しい水準とする。
- ・客観性、透明性を図るため、監査等委員会の助言も踏まえ決定する。

(イ)報酬体系

- ・各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は固定の基本報酬のみとし、毎月一定額を支給する。
- ・月額支給額は毎年6月に見直しを実施する。

(ウ)基本報酬額の算定・決定方法

- ・2015年6月25日開催の定時株主総会において、月額7,000千円以内と決議。(同総会後の取締役の員数4名)
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の決定方法は、上記限度内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長岩崎元治が、下記を勘案し決定する。
  - ・各取締役の職位や職務執行に対する評価
  - ・企業業績、経営内容、経済情勢及び今後の成長性
- ・客観性、透明性をはかるため、監査等委員会の助言も踏まえ決定する。

上記決定方針は、2021年1月29日開催の取締役会にて全会一致で決議いたしております。当事業年度における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の決定方法は、2020年6月26日開催の取締役会で、前記株主総会により決定した限度額内において、一任を受けた代表取締役社長岩崎元治が各取締役の職位や職務執行に対する評価、企業業績、経営内容、経済情勢及び今後の成長性も踏まえ決定いたしております。なお、委任された権限が適切に行使されるため、監査等委員会の助言を踏まえたうえで最終決定いたしております。なお、各取締役の活動状況を一番よく把握しているのは、代表取締役社長であり、かつ監査等委員会の助言も踏まえ、客観性、透明性が高かれることから権限を委任したものです。当事業年度における個人別の報酬額の決定時には、本件決定方針は定められておりませんでした。が、実質当該決定方針に即した対応であり、取締役会としては、公平感、納得感があるものと判断いたしております。

②監査等委員である取締役の報酬額

- ・2015年6月25日開催の定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議。(同総会後の監査等委員である取締役の員数(3名(うち社外取締役3名))
- ・各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の協議により決定する。
- ・当事業年度の報酬月額は、2020年6月26日開催の監査等委員会において、監査等委員全員の協議により決定しております。

③取締役の報酬等の総額等

| 区分                      | 報酬等の総額                 | 報酬等の種類別の総額             |         |        | 対象となる役員の員数 |
|-------------------------|------------------------|------------------------|---------|--------|------------|
|                         |                        | 基本報酬                   | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役(監査等委員を除く)           | 19,120千円               | 19,120千円               | —       | —      | 3名         |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 11,400千円<br>(11,400千円) | 11,400千円<br>(11,400千円) | —       | —      | 3名<br>(3名) |

(注)1 上記の報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役(1名)の使用人給与相当額として、7,758千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

| 区分             | 氏名   | 重要な兼職先と当社との関係                      | 当社での主な活動・行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 田中清貴 | —                                  | <p>当期開催の取締役会(24回)と監査等委員会(16回)の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、取締役会における重要事項決定に関し、事前協議や議決権の行使を通じ、経営全般を監督した他、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬決定に際する助言や、駐輪事業のM&amp;Aにおける手続上の留意点等のアドバイスや業績低迷先等に対するリスク管理手法の助言や低採算受注先の改善に向けた助言等も行っております。</p> |
| 取締役<br>(監査等委員) | 西田政隆 | 税理士法人西田経理事務所の社員であり、当社との取引関係はありません。 | <p>当期開催の取締役会(24回)と監査等委員会(16回)の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、取締役会における重要事項決定に関し、議決権の行使を通じ、経営全般を監督した他、税理士としての知見を活かした財務・会計面での助言・監視や、内部統制システムの運用状況に対する具体的なヒアリングによる監督・牽制機能を発揮いたしております。</p>                                      |
| 取締役<br>(監査等委員) | 齋藤勝則 | 齋藤司法書士事務所の所長であり、当社との取引関係はありません。    | <p>当期開催の取締役会(24回)と監査等委員会(16回)の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、取締役会における重要事項決定に関し、議決権の行使を通じ、経営全般を監督した他、業務効率面での提言や取引先の業況変化に対する留意事項・保全措置の助言等を行っております。</p>                                                                       |

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Moore至誠監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内です。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬           | 21,630千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,630千円 |

(注)1 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び他社水準等において適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っています。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。なお、監査等委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

## 5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月25日の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めており、その後一部改訂いたしました。

この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は法令及び定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、その推進については、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する具体策や問題点が発生した場合の再発防止策の協議、情報交換、連絡等を行う。

(ロ) コンプライアンス委員会事務局は、毎月定期的に開催している職場内研修の事例提供、指導を行いその徹底を図る。

(ハ) コンプライアンスに関する問題又は重大な労働災害事故が発生した場合には、担当役員は、その内容・対処策・再発防止策を適時に取締役会及び監査等委員会に報告する。

(ニ) 内部通報制度として内部通報規程を定め、コンプライアンスに反する行為等について従業員が直接情報提供を行う体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを規程に定める。

(ホ) 市民生活に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、不当要求に対しては、警察等外部の専門機関と緊密な関係のもと、取締役社長以下関係部署が連携し、組織全体で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書」という。）に記録し、保存する。

(ロ) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(ハ) 文書管理規程を制定または改定する場合には、取締役会及び監査等委員会の承認を得るものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 会社におけるリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的として、リスク管理規程を定め、全業務執行取締役・常勤の監査等委員・全執行役員及び部長を構成員とするリスク管理委員会を設置する。

(ロ) 会社に緊急事態が発生した際の対応として、緊急事態リスク管理規程を定め、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(ハ) 個々のリスクに対しては、それぞれの担当部署を定めリスク管理体制を構築するとともに、各担当部署にて規則・マニュアル等を作成・配付・研修等を行う。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 定例の取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令及び定款に定める事項並びに経営の基本方針等重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
  - (ロ) 取締役会の機能を強化し経営効率を高めるため、全業務執行取締役・常勤の監査等委員及び全執行役員による業務役員会を毎月一回の定例開催のほか必要に応じて適宜開催し、会社経営に関する重要事項並びに取締役会より委任された事項を審議する。
  - (ハ) 取締役会及び業務役員会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程にて職務権限・責任を明確にし、執行状況については取締役会にて各担当役員より報告するとともに各部門ごとの目標管理報告会（毎月一回開催、全業務執行取締役・常勤の監査等委員・全執行役員及び各部管理職による。）にて進捗状況の管理・指導を行う。
  - (ニ) 内部統制システムのモニタリング機能として、内部統制システム委員会を設置し、委員会は毎月一回の定例開催のほか必要に応じて適宜開催し、内部統制システムの構築・運用状況を評価する。
- ⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の業務執行取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性に関する事項
- (イ) 監査等委員会の職務の補助及び財務報告内部統制並びに内部統制システムのモニタリング機能として、内部監査室を設置する。
  - (ロ) 監査等委員会は、内部監査室員に対して監査等委員会の職務の補助を命ずることができるが、内部監査室員は監査等委員会の職務に該当しない場合を除き、監査等委員会の指揮・命令に服するものとする。
  - (ハ) 内部監査室員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
  - (ニ) 業務執行取締役・執行役員及び社員は、内部監査室員の業務執行に対して不当な制約等を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう内部監査規程に定める。
- ⑥業務執行取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をした者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 業務執行取締役が他の取締役の法令または定款に違反する行為若しくは不正の行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。
  - (ロ) 業務執行取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。
  - (ハ) 業務執行取締役及び使用人は、監査等委員会または監査等委員の意見・求めに対しては適時且つ適切に対応するほか、必要な報告を監査等委員会または監査等委員に対して行う。
  - (ニ) 監査等委員会に必要な報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、人事異動・人事評価等を含め不利益な処遇を一切行わないものとする。
- ⑦その他監査等委員又は監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理の方針に関する事項
- (イ) 取締役社長は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分に認識し、定期的な意見交換会を設けるとともに、自らの職責として監査の環境整備に努めるものとする。
  - (ロ) 常勤の監査等委員は、取締役会・業務役員会はもとよりコンプライアンス委員会・目標管理報告会・情報連絡会等の社内の重要な会議等に出席し、重要な意思決定過程及び業務執行状況を把握するとともに、知り得た情報を他の監査等委員と共有するよう努めるものとする。
  - (ハ) 監査等委員が監査の実施のために弁護士、その他の社外の専門家に対して助言を求める、または鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、これを拒むことはできないものとする。

- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は「コンプライアンス委員会」を毎月一回開催し、法令・定款・社内規程等の遵守状況を検討したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しています。また、「内部統制システム基本方針」への対応として、「内部統制システム委員会」を設置し、委員会を毎月一回の定例開催のほか、必要に応じて適宜開催し、内部統制システムの整備及び運用状況の評価並びに改善施策の検討を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しています。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成し、毎月一回の定例開催のほか、必要に応じて適宜開催し、法令・定款等に定められた事項や経営の基本方針等重要事項の決定及び取締役の業務執行を監督しています。また、取締役会の機能強化と経営効率を高めるため常勤役員を構成員とする業務役員会を設置し、会社経営に関する重要事項並びに取締役会からの委任事項を審議しています。その他、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、取締役社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しています。

内部監査室は、財務報告内部統制監査の実施及び監査等委員会職務の補助のほか、「内部統制システム委員会」の構成員として、法令・定款・社内規程等の遵守状況について監視し、その結果及び改善状況を業務役員会・監査等委員会・内部統制システム委員会に報告しています。

監査等委員会は、監査計画を策定し、毎月一回の定例の委員会のほか、適宜委員会を開催し、各監査等委員の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は、取締役会に対して提言を行っています。更に、監査等委員は、取締役会に出席し決議に参加するとともに、業務執行取締役その他の使用人と対話を行い、内部監査室及び会計監査人と連携し、業務執行取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しています。また、常勤の監査等委員は、主要な稟議書等の回付を受け、業務執行取締役及び使用人の職務執行状況を監査するとともに、業務役員会・コンプライアンス委員会・内部統制システム委員会・目標管理報告会及び情報連絡会等の重要な会議等に出席し、必要に応じて意見を述べています。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

- (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当に対する基本方針は、年度業績を基準として配当性向を当面20%、中長期的には30%を指標とします。

各期の配当額については、利益水準及び内部留保の状況等を勘案し決定します。また、配当回数については、3月31日を基準日として年1回とします。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,830,524</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,802,186</b> |
| 現金及び預金          | 1,342,011        | 支払手形            | 32,509           |
| 受取手形            | 100,382          | 買掛金             | 212,331          |
| 電子記録債権          | 492,677          | 短期借入金           | 1,569,942        |
| 売掛金             | 430,718          | リース債務           | 160,978          |
| 製品              | 103,326          | 未払金             | 693,078          |
| 仕掛品             | 30,113           | 未払法人税等          | 2,132            |
| 原材料及び貯蔵品        | 189,913          | 前受収益            | 666              |
| 前払費用            | 15,868           | 役員及び従業員に対する短期債務 | 68,782           |
| 前渡金             | 396              | 賞与引当金           | 35,000           |
| 未収還付法人税等        | 32,856           | 設備関係支払手形        | 13,231           |
| その他             | 92,519           | その他             | 13,534           |
| 貸倒引当金           | △260             | <b>固定負債</b>     | <b>3,016,655</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,629,971</b> | 長期借入金           | 1,832,974        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,793,969</b> | リース債務           | 517,115          |
| 建物              | 1,533,646        | 繰延税金負債          | 113,419          |
| 構築物             | 49,963           | 再評価に係る繰延税金負債    | 427,256          |
| 機械及び装置          | 463,042          | 長期前受金           | 12,177           |
| 車両及び運搬具         | 7,482            | 退職給付引当金         | 57,743           |
| 工具器具及び備品        | 347,139          | 資産除去債務          | 50,655           |
| 土地              | 1,657,869        | その他             | 5,313            |
| リース資産           | 670,663          | <b>負債合計</b>     | <b>5,818,842</b> |
| 建設仮勘定           | 64,163           | <b>純資産の部</b>    |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5,251</b>     | <b>株主資本</b>     | <b>1,409,785</b> |
| ソフトウェア          | 1,051            | 資本金             | 658,240          |
| リース資産           | 4,200            | 資本剰余金           | 211,245          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>830,750</b>   | 資本準備金           | 211,245          |
| 投資有価証券          | 746,244          | 利益剰余金           | 572,046          |
| 出資金             | 10,520           | その他利益剰余金        | 572,046          |
| 破産更生債権等         | 2,730            | 繰越利益剰余金         | 572,046          |
| その他             | 73,985           | 自己株式            | △31,746          |
| 貸倒引当金           | △2,730           | 評価・換算差額等        | 1,231,868        |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 258,285          |
|                 |                  | 土地再評価差額金        | 973,583          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,641,654</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,460,496</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>8,460,496</b> |

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 4,748,062 |
| 売 上 原 価               |         | 4,535,700 |
| 売 上 総 利 益             |         | 212,361   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 473,372   |
| 営 業 損 失               |         | 261,010   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 19,341  |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 43,879  |           |
| 助 成 金 収 入             | 111,503 |           |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益     | 8,709   | 183,432   |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 51,706  |           |
| 賃 貸 費 用               | 11,387  |           |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用     | 1       | 63,095    |
| 経 常 損 失               |         | 140,673   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1,809   | 1,809     |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損 失       | 2,113   |           |
| 減 損 損 失               | 1,154   | 3,267     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 142,132   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 578     |           |
| 法 人 税 等 還 付 税 額       | △19,515 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △17     | △18,954   |
| 当 期 純 損 失             |         | 123,177   |

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |          |         |           |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自己株式    | 株主資本合計    |
|                         |         | 資本準備金   | その他利益剰余金 |         |           |
|                         |         |         | 繰越利益剰余金  |         |           |
| 当期首残高                   | 658,240 | 211,245 | 720,951  | △31,722 | 1,558,713 |
| 当期変動額                   |         |         |          |         |           |
| 剰余金の配当                  |         |         | △25,726  |         | △25,726   |
| 当期純損失                   |         |         | △123,177 |         | △123,177  |
| 自己株式の取得                 |         |         |          | △24     | △24       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |         |          |         |           |
| 当期変動額合計                 | —       | —       | △148,904 | △24     | △148,928  |
| 当期末残高                   | 658,240 | 211,245 | 572,046  | △31,746 | 1,409,785 |

|                         | 評価・換算差額等             |              |                | 純資産合計     |
|-------------------------|----------------------|--------------|----------------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | 209,163              | 973,583      | 1,182,746      | 2,741,460 |
| 当期変動額                   |                      |              |                |           |
| 剰余金の配当                  |                      |              |                | △25,726   |
| 当期純損失                   |                      |              |                | △123,177  |
| 自己株式の取得                 |                      |              |                | △24       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 49,122               | —            | 49,122         | 49,122    |
| 当期変動額合計                 | 49,122               | —            | 49,122         | △99,806   |
| 当期末残高                   | 258,285              | 973,583      | 1,231,868      | 2,641,654 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。

原材料・貯蔵品 …… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。

### (2) 固定資産の減価償却方法

#### ① 有形固定資産 …… 工具器具備品のうち金型 定額法。

#### (リース資産を除く) その他の有形固定資産 定率法。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～31年

機 械 装 置 9年

金 型 2年

#### 少額減価償却資産

取得価額が、10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却。

#### ② 無形固定資産 …… 定額法。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

#### ③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金は定年まで当社に継続勤務する従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。  
数理計算上の差異については翌事業年度に一括費用処理しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(情報通信機ラック等の評価)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

| 対象品目      | 科目名      | 金額 (千円) |
|-----------|----------|---------|
| 情報通信機ラック等 | 製品       | 54,971  |
|           | 原材料及び貯蔵品 | 19,134  |

営業循環過程から外れた滞留品について、一定の期間を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げの方法によっております。滞留を判定する期間及び切り下げの割合は、以下のとおり、将来の販売見込みに基づき決定しております。

| 対象品目                             | 評価方法                                                              |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 情報通信機ラック等に係る製品<br>(受注済みカスタム品を除く) | 最終仕入又は最終生産から経過した年数が2年以上3年未満の場合は50%切り下げ。<br>3年以上の場合は1円の備忘価額まで切り下げ。 |
| 情報通信機ラック等に係る原材料                  | 最終仕入から経過した年数が2年以上3年未満の場合は50%切り下げ。<br>3年以上の場合は1円の備忘価額まで切り下げ。       |

なお、市況の悪化等により、想定を超える販売量の減少や販売価格の下落が生じた場合、滞留を判定する期間や切り下げ割合が、収益性の低下の事実を適切に反映しない可能性があります。

(追加情報)

当社は、新型コロナウイルス感染拡大による事業活動への影響は一定期間続くものの、長期間には及ばないとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

5. 貸借対照表に関する注記

|                    |        |              |
|--------------------|--------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 |        | 10,709,542千円 |
| (2) 担保に供している資産     | 受取手形   | 82,997千円     |
|                    | 有形固定資産 | 3,334,612千円  |
|                    | 投資有価証券 | 142,555千円    |
| 対応債務               |        |              |
| 短期借入金              |        | 690,000千円    |
| 長期借入金              |        | 2,712,916千円  |
| (1年以内に返済期限到来分を含む。) |        |              |

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 400,000千円 |
| 借入実行残高  | -千円       |
| 差引額     | 400,000千円 |

(4) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

2000年3月31日  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額（2000年1月1日基準日）に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額

224,856千円  
1,625,695千円  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より490,684千円下回っております。

6. 損益計算書に関する注記  
該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数<br>(株) | 当期増加株式数<br>(株) | 当期減少株式数<br>(株) | 当期末株式数<br>(株) |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 2,632,960     | —              | —              | 2,632,960     |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数<br>(株) | 当期増加株式数<br>(株) | 当期減少株式数<br>(株) | 当期末株式数<br>(株) |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 60,305        | 65             | —              | 60,370        |

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2020年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 25,726         | 10.00           | 2020年<br>3月31日 | 2020年<br>6月29日 |

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2021年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 12,862         | 5.00            | 2021年<br>3月31日 | 2021年<br>6月30日 |

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 税務上の繰越欠損金    | 69,807千円   |
| 賞与引当金        | 12,177     |
| 退職給付引当金      | 17,611     |
| 棚卸資産         | 35,788     |
| 減価償却費超過額     | 17,462     |
| 減損損失         | 15,622     |
| 投資有価証券評価損    | 19,239     |
| 資産除去債務       | 15,400     |
| その他          | 15,604     |
| 繰延税金資産小計     | 218,714    |
| 評価性引当額       | △218,714   |
| 繰延税金資産合計     | —          |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △113,348千円 |
| 資産除去債務       | △71        |
| 繰延税金負債合計     | △113,419   |
| 繰延税金負債の純額    | 113,419    |

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、射出成形機、集成用ロボットについては、リース契約により使用しております。

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金と未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。

(単位：千円)

|                     | 貸借対照表計上額<br>(*) | 時価          | 差額      |
|---------------------|-----------------|-------------|---------|
| ① 現金及び預金            | 1,342,011       | 1,342,011   | —       |
| ② 受取手形              | 100,382         | 100,382     | —       |
| ③ 電子記録債権            | 492,677         | 492,677     | —       |
| ④ 売掛金               | 430,718         | 430,718     | —       |
| ⑤ 投資有価証券<br>その他有価証券 | 711,228         | 711,228     | —       |
| ⑥ 支払手形              | (32,509)        | (32,509)    | —       |
| ⑦ 買掛金               | (212,331)       | (212,331)   | —       |
| ⑧ 短期借入金             | (690,000)       | (690,000)   | —       |
| ⑨ 1年以内返済長期借入金       | (879,942)       | (879,346)   | △595    |
| ⑩ リース債務(短期)         | (160,978)       | (159,770)   | △1,208  |
| ⑪ 未払金               | (693,078)       | (693,078)   | —       |
| ⑫ 役員及び従業員に対する短期債務   | (68,782)        | (68,782)    | —       |
| ⑬ 長期借入金             | (1,832,974)     | (1,822,963) | △10,010 |
| ⑭ リース債務(長期)         | (517,115)       | (513,740)   | △3,375  |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しています。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

## ① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権、④ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## ⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

| 区 分                      | 種 類 | 取得原価(千円) | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 差 額(千円) |
|--------------------------|-----|----------|------------------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えるもの  | 株 式 | 331,220  | 690,496          | 359,275 |
|                          | その他 | 8,374    | 20,732           | 12,357  |
|                          | 小 計 | 339,595  | 711,228          | 371,633 |
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えないもの | 株 式 | —        | —                | —       |
| 合 計                      |     | 339,595  | 711,228          | 371,633 |

⑥ 支払手形、⑦ 買掛金、⑧ 短期借入金、⑪ 未払金、⑫ 役員及び従業員に対する短期債務  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ  
 ています。

⑨ 1年以内返済長期借入金、⑩ リース債務(短期)、⑬ 長期借入金、⑭ リース債務(長期)  
 これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割  
 り引いて算定する方法によっています。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 35,016千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フ  
 ローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤投  
 資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超5年以内 |
|--------|-----------|---------|
| 現金及び預金 | 1,342,011 | —       |
| 受取手形   | 100,382   | —       |
| 電子記録債権 | 492,677   | —       |
| 売掛金    | 430,718   | —       |
| 合 計    | 2,365,790 | —       |

(注4) 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 長期借入金 | 879,942 | 709,870     | 464,308     | 341,097     | 139,077     | 178,620 |
| リース債務 | 160,978 | 124,126     | 92,166      | 69,586      | 66,396      | 164,839 |

11. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、主に埼玉県に賃貸用の店舗及び遊休不動産（いずれも土地を含む）を有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は30,977千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分    | 貸借対照表計上額  |          |          | 決算日における時価 |
|-------|-----------|----------|----------|-----------|
|       | 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |           |
| 賃貸不動産 | 499,066   | △5,305   | 493,760  | 547,211   |
| 遊休不動産 | 1,154     | △1,154   | 0        | 5         |

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 賃貸不動産の減少は当事業年度における減価償却費であります。
- 3 遊休不動産の減少は当事業年度における減損損失であります。
- 4 時価の算定方法  
主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

12. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

13. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

14. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,026円85銭
- (2) 1株当たり当期純損失 47円88銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

16. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021 年 5 月 20 日

株式会社リード  
取締役会御中

Moore 至誠 監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 吉原 浩 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 松本 淳一 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リードの2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等の意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務の執行状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社リード 監査等委員会

常勤監査等委員 田 中 清 貴 ㊟

監 査 等 委 員 西 田 政 隆 ㊟

監 査 等 委 員 齋 藤 勝 則 ㊟

(注) 常勤監査等委員田中清貴、監査等委員西田政隆及び齋藤勝則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

第88期の株主配当金につきましては、今後の事業展開に見合った財務体質の強化を図りつつ、株主の皆様へ安定的な配当を実施できるよう内部留保にも留意し、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額12,862,950円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

本年3月の駐輪部門立上げに関連し、既存の電子機器部門とのコラボレーションから発生する業務や、今後の当社業務拡大を見据えた業務の追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1.～3. <条文省略><br>4. <u>電気器具・電子機器・キャビネット類の製造および購入ならびに販売</u><br>5.～6. <条文省略><br><新設><br><br>7. <条文省略><br><新設><br>8.～10. <条文省略> | 第1章 総 則<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1.～3. <現行どおり><br>4. <u>電気・電子機器、キャビネット類の製造および購入ならびに販売</u><br>5.～6. <現行どおり><br>7. <u>電気器具・ソーラー器具類の製造・購入および販売ならびに請負工事</u><br>8. <現行どおり><br>9. <u>倉庫業および物流管理</u><br>10.～12. <現行どおり> |

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(3名)が任期満了となりますが、LB事業部において駐輪事業がフル稼働し、管理スパンが拡大することや、財務体質の更なる強化を図る観点から取締役(監査等委員である取締役を除く。)を2名増員し、5名の選任をお願いします。

監査等委員会は、各候補者の資質及び当事業年度(第88期事業年度)の業務執行状況等を評価した上で、当社の取締役として相当であると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | いわ きき もと はる<br>岩崎元治<br>(1980年8月3日生)  | 2008年1月 当社に入社<br>2011年5月 当社執行役員技術部長<br>2012年6月 当社取締役補用品部長<br>2013年1月 当社常務取締役自動車部品事業部事業部長<br>2014年4月 当社代表取締役社長<br>2018年6月 同 LB事業部担当<br>現在に至る                                                                                       | 303,303株   |
| 2     | そのめ や せつ み<br>染谷節美<br>(1960年3月10日生)  | 1982年4月 当社に入社<br>2008年6月 当社取締役営業部長<br>2013年1月 当社取締役自動車部品事業部副事業部長<br>2014年4月 当社常務取締役自動車部品事業部事業部長<br>2017年4月 当社常務取締役自動車部品事業部事業部長、営業部・技術部担当<br>2018年6月 当社常務取締役自動車部品事業部事業部長、営業部・総務部担当<br>現在に至る                                        | 8,800株     |
| 3     | しば きき しげ はる<br>芝崎茂治<br>(1956年4月27日生) | 1979年4月 当社に入社<br>2005年4月 当社生産技術部長<br>2009年4月 当社品質保証部長<br>2013年1月 当社自動車部品事業部製造部長<br>2014年4月 当社執行役員自動車部品事業部副事業部長<br>2016年6月 当社取締役自動車部品事業部副事業部長<br>2017年4月 当社取締役自動車部品事業部副事業部長、製造部担当<br>2018年6月 当社取締役自動車部品事業部副事業部長、製造部・技術部担当<br>現在に至る | 8,000株     |
| 4     | たごち ひで よし<br>※田口英美<br>(1960年3月25日生)  | 1978年4月 (株)埼玉銀行(現(株)埼玉りそな銀行)入社<br>2002年4月 (株)大昭自動車入社<br>2003年11月 当社に入社<br>2017年4月 当社総務部長<br>2019年7月 当社執行役員総務部長<br>現在に至る                                                                                                           | 1,700株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | ※ <sup>きさ</sup> 生 <sup>お</sup> 光 <sup>みつ</sup> 弘 <sup>ひろ</sup><br>(1964年2月1日生) | 1986年4月 当社に入社<br>2006年4月 当社製造部副部長<br>2013年1月 当社自動車部品事業部営業部副部長<br>2016年4月 当社L B事業部電子営業部長<br>2018年5月 当社執行役員L B事業部長<br>現在に至る | 4,700株     |

- (注) 1 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。  
2 ※印は新任候補者であります。  
3 各候補者においては、当社が締結している役員等賠償責任保険の被保険者であります。当社が締結している会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険(D&O保険)の内容の概要は次のとおりです。  
(ア) 補償地域は全世界、保険期間は2021年3月15日から2022年3月15日です。  
(イ) 補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。
- ・ 会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上の損害賠償金、訴訟費用)を補償対象としております。
  - ・ その他、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。
- また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。
- ・ 役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
  - ・ 役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
  - ・ 役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
  - ・ 役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
  - ・ 違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 田中清貴<br>(1959年6月6日生)  | 2010年1月 ㈱埼玉りそな銀行 川口支店 支店長<br>2012年4月 りそな保証㈱ 保証第三担当部長<br>2014年4月 りそな保証㈱ 執行役員<br>2017年4月 りそな保証㈱ 常勤監査役<br>2019年4月 りそな保証㈱ 顧問<br>2019年6月 当社常勤監査等委員である取締役<br>現在に至る | 800株       |
| 2     | 西田政隆<br>(1955年12月8日生) | 1996年5月 西田経理事務所 所長<br>2008年7月 税理士法人西田経理事務所 代表社員<br>2010年6月 当社監査役<br>2015年6月 当社監査等委員である取締役<br>現在に至る<br>2020年12月 税理士法人西田経理事務所 社員<br>現在に至る                      | なし         |
| 3     | 齋藤勝則<br>(1953年4月8日生)  | 1996年9月 ㈱あさひ銀行 事務部業革マネージャー<br>2005年10月 大栄不動産㈱営業推進部法務担当<br>2011年2月 齋藤司法書士事務所 所長<br>現在に至る<br>2015年6月 当社監査等委員である取締役<br>現在に至る                                    | なし         |

(注) 1 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2 田中清貴氏、西田政隆氏及び齋藤勝則氏は社外取締役候補者であります。なお3氏は現在㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(1) 社外取締役候補者の選任理由

① 田中清貴氏につきましては、(㈱埼玉りそな銀行の支店長及びりそな保証㈱の執行役員・常勤監査役の経歴から客観的中立的な立場から経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

② 西田政隆氏につきましては、当社の社外監査役を5年間（監査等委員である取締役に就任前）務め、また、税理士及び行政書士の資格を有し、税理士事務所の代表社員を務めるなどの経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

③ 齋藤勝則氏につきましては、行政書士及び司法書士の資格を有し、(㈱あさひ銀行及び大栄不動産㈱勤務や司法書士事務所所長の経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

※上記3氏の社外取締役の期待される役割について

3氏には、上記それぞれの経験を活かし、当社において、経営効率向上のための助言や経営全般の監督機能、利益相反の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

(2) 各候補者が監査等委員である取締役に就任してからの年数

田中清貴氏が監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年、西田政隆氏及び齋藤勝則氏が監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、田中清貴氏、西田政隆氏、齋藤勝則氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額となります。

3 各候補者においては、当社が締結している役員等賠償責任保険の被保険者であります。当社が締結している会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険(D&O保険)の内容の概要は次のとおりです。

(ア) 補償地域は全世界、保険期間は2021年3月15日から2022年3月15日です。

(イ) 補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ・ 会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上の損害賠償金、訴訟費用)を補償対象としております。
- ・ その他、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

また、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・ 役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・ 役員が犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ・ 役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・ 役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・ 違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| しづ さわ とし お<br>澁澤敏夫<br>(1955年7月27日生) | 1978年4月 当社に入社<br>2002年4月 当社購買部長<br>2010年7月 当社執行役員購買部長<br>2014年4月 当社執行役員L B事業部副事業部長<br>2014年6月 当社取締役L B事業部副事業部長<br>2016年6月 当社取締役退任<br>現在に至る | 1,200株     |

- (注) 1 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 当社は、澁澤敏夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する額としております。
- 3 当社は、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険(D & O保険)契約を保険会社との間で締結しております。澁澤敏夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社が締結している役員等賠償責任保険の内容の概要は次のとおりです。

(ア) 補償地域は全世界、保険期間は2021年3月15日から2022年3月15日です。

(イ) 補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ・会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上の損害賠償金、訴訟費用)を補償対象としております。
- ・その他、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

以上



# 定時株主総会会場ご案内図

